

加盟店情報および加盟店信用情報機関の共同利用について

I. 加盟店情報の共同利用について

加盟店情報とは、会員とクレジットカードの取扱いに関する加盟店契約を締結した加盟店、または加盟店契約申込書（それぞれの代表者個人を含む。以下同じ）の情報のことです。

1. 加盟店情報交換制度について

一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という）は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。

協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理および提供を、加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）において行っております。

2. 加盟店等から収集した情報の報告および利用について

加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続に係る審査等の目的のため、「3.（4）共同利用する情報の内容」に定める各号の情報を収集・利用し、JDMセンターへ報告し、JDM会員によって共同利用します。

3. 当社が指定するカード会社との共同利用

当社は、下記（1）に定める利用範囲と下記（3）に定める利用目的において、当社加盟店または加盟申込者の下記（4）記載の情報（以下「加盟店情報」という）を、共同利用いたします。

（1）共同利用の範囲

当社・三菱UFJニコス株式会社・三菱UFJニコス株式会社が指定するカード会社（DC標章を冠したクレジットカードシステム加盟のカード会社・三菱UFJニコス以外のUFJカード標章を冠したクレジットカードシステム加盟のカード会社）

（2）共同利用の管理責任者

三菱UFJニコス株式会社

なお、三菱UFJニコス株式会社が指定するカード会社は、次のホームページにてご確認ください。

（URL）<http://www.cr.mufg.jp/corporate/company/overview/group.html>

(3) 共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除するとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。

(4) 共同利用する情報の内容

- A. 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由
- B. 個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由
- C. クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由
- D. クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由
- E. 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- F. 利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）
- G. 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- H. 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
- I. 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報

J. 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記Fの情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。

(5) 保有される期間

上記(4)の情報は、登録日（CおよびGにあつては、当該情報に対応するDの措置の完了または契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。

4. 加盟店情報機関における共同利用

当社は、下記(1)表に記載する当社が加盟する加盟店情報機関に対し、加盟申込書等により取得した下記(2)表の「登録される情報」を登録し、下記(2)表に定める「共同利用の目的」および「共同利用の範囲」の中で共同利用いたします。

(1) 当社が加盟する加盟店情報機関

加盟機関名 (管理責任者)	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
所在地	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命小網町ビル
代表理事	松井 哲夫
電話番号	03-5643-0011（代表）
受付時間	月～金曜日 午前10時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始等を除きます) ※詳細はお問い合わせください。
ホームページ (URL)	http://www.j-credit.or.jp/

(2) 加盟店情報機関に登録される情報と共同利用の範囲および共同利用の目的

名称 (管理責任者)	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
共同利用の範囲	登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員であり、かつセンター会員会社（参加会員は、社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。） http://www.j-credit.or.jp/

登録される情報	<p>A. 割賦販売法35条の3の5（同施行規則75条、76条）および割賦販売法35条の3の20（同施行規則94条）における個別信用販売購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容および調査事項</p> <p>B. 割賦販売法30条の5の2（同施行規則60条）における包括信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容および調査事項</p> <p>C. 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項</p> <p>D. 会員会社と加盟店との加盟店契約の申込を受けた事実とその加盟店審査の結果並びにクレジット取引を行った事実、その取引内容、取引の結果、会員会社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実</p> <p>E. 顧客（契約済みのものに限らない）から会員会社に申し出があった内容および当該内容について、会員会社が顧客などの関係者から調査収集した情報</p> <p>F. 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、および当該内容について、加盟店情報交換センター（以下「センター」という）およびセンターの会員会社が調査収集した情報</p> <p>G. センターが興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）</p> <p>H. 前号各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者または個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名および生年月日）</p> <p>I. 加盟店代表者が他に経営参画する販売業者等について、センターに前記各号に係る情報が登録されている場合は当該情報</p>
共同利用の目的	<p>割賦販売等に係る取引の健全な発展および利用者等の利益の保護に資するために行う会員会社による加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査等のため</p>

5. 個人情報の「開示等」の手続き

当社加盟店または加盟申込者は、当社および当社が加盟する加盟店情報機関に対して法の定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができ

きます。

- (1) 当社に開示等を求める場合には、「開示等の求め」に応じる手続きに関する事項は「株式会社いよぎんディーシーカードお客様相談室」へご連絡ください。
- (2) 当社が加盟する加盟店情報機関に開示等を求める場合には、上記記載の各窓口にご連絡ください。

6. 訂正等、利用停止等の請求の対象

ご本人の個人情報に誤りがあり、事実でないという理由によって、訂正等（訂正・追加・削除）を求められた場合または、目的制限・適正取得もしくは第三者提供制限に反するという理由によって、利用の停止等（利用停止・第三者への提供の停止）を求められた場合で、その求めに正当な理由があることが判明した場合は、遅滞なく訂正等・利用停止等に応じます。

ただし、個人情報の保護に関する法律により認められた場合につきましては、この限りではありません。

II. 「苦情および相談」の受付窓口に関する事項について

当社の個人情報の取扱いに関する苦情および相談については下記までお申し出ください。

株式会社いよぎんディーシーカード（加盟店に関する場合：営業部）

TEL 089-947-7714

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

【認定個人情報保護団体】

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である社団法人日本クレジット協会の会員となっております。

社団法人日本クレジット協会

個人情報に関する相談受付電話番号 03-5645-3360